

# 第3回農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年3月25日（月） 午前9時56分～
  2. 場 所 野辺地町中央公民館 第3会議室
  3. 会議に出席した委員  
1番 福 士 重 光      2番 魚 住 ゆり子      4番 杉 山 福 行  
5番 野 坂 長太郎      6番 村 山 勝 雄      7番 野田頭 政 子  
8番 高 松 誠      9番 田 村 敬 一
  4. 会議に欠席した委員  
7番 野田頭 政 子      8番 高 松 誠
  5. 会議に出席した農地利用最適化推進委員  
荒 谷 清 隆      柴 崎 幸 三      村 山 茂      古 沢 高 明  
江刺家 昭 彦
  6. 会議に欠席した農地最適化推進委員  
なし
  7. 会議に出席した職員  
事務局長 長根 一彦      事務局長補佐 上野 優  
総括主査 黒澤 晋一
  8. 会議に付した案件  
議案第1号 農地法第5条について  
議案第2号 野辺地町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について  
議案第3号 令和6年度農作業労働賃金等標準額の設定について  
議案第4号 最適化の目標の設定について  
報告第6号 農地法第3条の3（相続等による権利移動について）  
報告第7号 貸借の終了（農用地利用配分計画）について  
報告第8号 農業委員会の任免について
  9. 議事の概要  
以下のとおり。
-

【開会時刻 9 時 5 6 分】

議 長

ただいまから、野辺地町農業委員会、第 3 回総会を開会いたします。  
本日の出席委員数は 7 名です。定足数に達しておりますので、本会議は成  
立いたします。

本日の付議案件は 4 件、報告 3 件となっております。  
事務局に説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。  
慣例により議事録署名者は議長の指名で差し支えありませんか。

委 員

( 異議なし )

議 長

異議なしと認め、3 番 二ツ森 委員と、4 番 杉山 委員にお願いします。  
議事に入ります。

「議案第 1 号 農地法第 5 条について」を議題といたします。事務局の説  
明をもとめます。

事務局

議案書 1 ページをお開き願います。  
議案第 1 号 農地法第 5 条の規定に基づく農地転用許可申請書の提出があ  
ったので、意見を決定するため審議を求めるものであります。

【議案書をもとに説明】

以上で議案第 1 号の説明を終わります。

議 長

それでは議案第 1 号について、御審議願います。御意見等ございませんか。

議 長

〇〇っていえばいいのか、〇〇に行くところの…風車がいっぱい立ってい  
る…

6 番

〇〇の踏切の。

議 長

ああ、〇〇の踏切のところ。

事務局

〇〇の踏切から〇〇に行くところですね。ちょうど町と町の境目のところ  
になります。

議 長

計画とか教えてもいいんじゃないかな。今なんぼ立っててとか。

事務局

はい、そうしましたら、今会長からありました計画の方をご説明いたしま  
す。別冊の 3・4 ページをお開き願います。別冊の方です。よろしいですか。

【事務局による概要説明】

風力発電の簡単な説明については以上です。

議 長

それではご意見等ございませんか。

委 員

( なし )

議 長	議案第 1 号について、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。
委 員	( 異議なし )
議 長	異議ないものと認め、議案第 1 号については許可相当の意見を付すことに決定いたしました。 次に、「議案第 2 号 野辺地町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書 6 ページ、別冊資料は 7 から 11 ページをお開き願います。 議案第 2 号 野辺地町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、町では、農業委員会等に関する法律に基づき野辺地町農業委員会が行う農業振興地域内の農地、採草放牧地、未墾地及び林地並びに農業用施設の用に供される土地の農地保全合理化のための権利移動のあっせんについて、「農地移動適正化あっせん事業実施要領」によりあっせん基準を定めており、前回は令和 4 年に一部改正を行っております。 今回、国の「農地移動適正化あっせん事業実施要領」が改正となったことから、町あっせん基準についても一部改正が必要となったものです。 別冊資料の 7 から 11 ページに町あっせん基準の新旧対照表があります。主な改正点といたしましては、国の要領等の改正に合わせた文言の修正及び削除となっております。 以上で議案第 2 号の説明を終わります。
議 長	それでは議案第 2 号について、御審議願います。御意見等ございませんか。
議 長	細かくて…大きく変わったところがありますか。
事務局	細かくてすみません。大きくは…基本は文言、簡略化されたと言いますか、国の改正によって。
議 長	特別変わったみたいなのは。
事務局	特にないです。対象者とかは変わらないんですけども、例えば別冊資料の 7 ページを見ていただきたいのですが、2 の (1) から (3) に条件はこういう方ですよという条件が (1) から (3) なんですけども、改正後は、それを集約して対象となりますよという文言に変わるであったりとか、そういったものが主となっております。
議 長	よろしいでしょうか。それでは議案第 2 号について、御意見等ございませんか。
委 員	( なし )
議 長	議案第 2 号について、原案のとおり改正することでご異議ございませんか。
委 員	( 異議なし )

議 長	異議ないものと認め、議案第2号については原案のとおり改正いたします。次に、「議案第3号 令和6年度農作業労働賃金等の標準額の設定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書7ページをお開き願います。 議案第3号 令和6年度農作業労働賃金等の標準額の設定について、審議を求めるものであります。 今回の標準額設定案は、農作業労働賃金について、令和5年度は1時間当たり853円でしたが、青森県最低賃金にあわせて1時間当たりを898円とし、農業機械利用料については、改正せず据え置くというものであります。以上で議案第3号の説明を終わります。
議 長	それでは議案第3号について、御意見等ございませんか。
6 番	すみませんいいですか。最近全てが上がっていて、なんで下がったっていうのは何かあるんですか。
事務局	賃金ですよ。賃金は、令和5年度は853円で令和6年度は898円なので、上がってます。
6 番	上がっているのか、誤解していましたすみません。
5 番	なんぼか上がったんだよな。
事務局	上がってます、はい。
5 番	よいんでねえの。
事務局	はい。
議 長	下の方は据え置き。
事務局	はい、下の方は据え置き、5年度と変わらないです。
柴崎推進委員	はい、898円があっても、県でまた今年の秋に改正するとこれよりまた上がると思うんだけど、そうなるこそっちが優先的になるでしょ。県の最低賃金が上がれば、これ898円がまた上がる可能性が出てくる。
事務局	はい、この898円については、令和5年の10月に上がったので、今のタイミングに改正してまして、来年度も10月に最低賃金が変わった場合、また今時期に上がった額で改正になります。
5 番	今春闘とかやってるけれど、7月に決まったら7月にやるかってこと。今年中にあげるのか。最低賃金っていつ頃決まるの。
事務局	ここ最近では10月です。決まるのは多少前ですけども、10月1日からこの金額に変わりますっていうので、ここ数年は10月になっています。

5 番	そうすれば来年やるってことだな。
事務局	そうです。あと、標準額なので、これを目安にしていなければなという額を提示している。
5 番	<p>目安は目安だからな。スーパーなんかは10月からってなったら10月から上げなきゃならない。そこらへん、農業委員会はどうやっていったらいいかだな。10月から来年からなのか。</p> <p>カブなんかは、あっちでは1,000円でこっちでは800円って、今もあるかは分からないけど。</p>
議 長	最低基準のところをどう周知するかだ。こうやって上がったのに…
事務局	そこについては検討させてください。 実際の雇う時の金額はこっちで指示も何も出来ないの。
議 長	<p>6年度は最低基準はこれってことでいいんじゃないかな。 あくまでも標準額ということで、お願いします。</p> <p>それでは、議案第3号について、原案のとおり改正することでご異議ございませんか。</p>
委 員	( 異議なし )
議 長	<p>異議ないものと認め、議案第3号については原案のとおり決定いたします。 次に、「議案第4号 最適化の目標の設定について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書8ページをお開き願います。 議案第4号最適化活動の目標について、令和6年度の目標を設定するため審議する者であります。 別冊資料12ページをお開き願います。 12ページには令和6年4月1日現在の、農業委員会の状況について記載しております。 13ページをお開き願います。13ページから14ページには最適化活動の目標について記載しております。13ページには成果目標として、農地の集積・遊休農地の解消・14ページに進みまして新規参入の促進の目標を記載しております。 14ページの中段あたりから最適化活動の活動目標となり、皆様の活動日数目標や新規参入相談会への参加目標などを記載しております。 皆様におかれましては目標の達成に向け、各種活動いたしましたら漏れることなく活動記録簿にご記入いただき事務局へ提出くださいますようお願いいたします。 議案第4号の説明は以上です。</p>
議 長	それでは議案第4号について、御意見等ございませんか。
委 員	( なし )

議 長	議案第 4 号について、原案のとおり決定することでご異議ございませんか。
委 員	( 異議なし )
議 長	<p>異議ないものと認め、議案第 4 号については原案のとおり決定することといたします。</p> <p>次に「報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書 9 ページをお開き願います。</p> <p>報告第 6 号 農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について報告します。</p>
	<p><b>【議案書をもとに説明】</b></p>
	<p>以上で報告第 6 号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは報告第 6 号について、御意見等ございませんか。</p>
委 員	( なし )
議 長	<p>次に、「報告第 7 号 貸借の終了について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書 10 ページをお開き願います。</p> <p>報告第 7 号 貸借の終了について、公益社団法人あおもり農業支援センターから通知がありましたので報告します。</p>
	<p><b>【議案書をもとに説明】</b></p>
	<p>報告第 7 号の説明については以上です。</p>
議 長	<p>それでは報告第 7 号について、御意見等ございませんか。</p>
委 員	( なし )
議 長	<p>次に、「報告第 8 号 農業委員会の任免について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書 11 ページをお開き願います。</p> <p>報告第 8 号 農業委員会職員の任免について、農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定により、本委員会に関わる職員の任免を行うものであります。</p> <p>1 野辺地町から併任させる職員 事務局長 上野義孝、総括主査 武田麻衣子</p> <p>2 野辺地町から併任を解除する職員 事務局長 長根一彦、総括主査 黒澤晋一</p>

議長 委員 議長	<p>よって、令和6年度の農業委員会事務局については、事務局長 上野義孝、事務局長補佐上野優、総括主査 武田麻衣子 以上3名体制となります。</p> <p>それでは報告第8号について、御意見等ございませんか。</p> <p>( なし )</p> <p>御意見等ないようですので、以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">【閉会時刻 10時22分】</p>
----------------	--